

新監査公表第 2 号

平成 19 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況について、平成 20 年 8 月 26 日付け新監査第 283 号で新潟市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 38 第 6 項の規定により以下のとおり公表します。

平成 20 年 8 月 27 日

新潟市監査委員 小原 克己
 同 山崎 隆夫
 同 青木 千代子
 同 阿部 紀夫

平成 19 年度包括外部監査

「新潟市水道局が所管する水道事業及び新潟市下水道部が所管する下水道事業の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理並びに関連業務を行う財団法人新潟水道サービスの出納その他事務の執行について」

1 監査結果に基づき措置を講じたもの

| 頁 | 監査対象 | 監査結果の概要 | 結果に対する措置 |
|-----|-------------------------------------|---|--|
| 118 | 下水道部 経営企画課 及び 同部 下水道計画課 | 第三部 下水道事業 第 2 監査の結果と意見(総論) 2 中長期事業計画の策定について 【指摘 1】 「田園型政令市」の特徴を有する新潟市において、今後の下水道整備をいかに進めるのかについての具体的計画は明らかになっていないが、今後さらに下水道処理人口普及率を向上させるためには莫大な資金が必要となることは明らかである。「分権型政令市」を掲げる中、各区の特性を考慮し、地域ごとにメリハリをつけた下水道整備の推進を図っていくことも必要と思われる。 ガイドラインが示された段階で早急に中長期的ビジョン及びアクションプログラムを策定されたい。 | 本市の将来像実現に向けて概ね今後 10 年間に取り組むべき下水道施策を提示する「中期ビジョン」、及び計画期間の前期 5 年間程度に実施する事業の内容や目標値などを示す「実施計画」を平成 20 年度中に策定してまいります。 |
| 125 | 下水道部 経営企画課 | 3 新潟市の下水道事業の現状 (2) 下水道事業会計の財務状況 貸付金増減取引について 【指摘 2】 貸付金増減取引は、実際に現金の支出や収入を伴うため予算計上が必要な項目であるが、財務諸表上は損益計算書に計上するのではなく、貸借対照表の増加・減少項目として取扱う必要がある。 | ご指摘のとおり、損益計算書への計上は誤りでしたので、今後は貸借対照表の増加・減少項目として取扱ってまいります。 |

| | | | |
|-----|---------------|--|---|
| 141 | 下水道部 経営企画課 | <p>第3 監査の結果と意見（各論）</p> <p>1 下水道使用料の収納状況等と下水道事業受益者負担金、分担金について</p> <p>(2) 下水道事業受益者負担金、分担金負担金の徴収猶予の管理について</p> <p>【指摘3】</p> <p>過年度に徴収猶予としたものについては、今後の管理方針に従い適切に把握し、徴収猶予の取消事由となっていた場合には、早急に徴収手続を開始することが必要である。</p> <p>また、徴収猶予とした受益者に対しては取消事由が発生しているかどうか建築確認等を利用して毎年調査を行うなど適時に状況を把握できる体制にする必要がある。</p> | <p>徴収猶予台帳の整備を行い、下水道管理センターに提出される公共柵設置申請により、猶予の取消し事由の把握に努めてまいります。</p> <p>また、農地転用の状況を把握するため、農業委員会からの情報提供について協議してまいります。</p> |
|-----|---------------|--|---|

2 意見に対応したもの

| 頁 | 監査対象 | 意見の概要 | 意見への対応 |
|----|--------------|---|---|
| 45 | 水道局 財務課 | <p>第二部 水道事業</p> <p>第2 監査の結果と意見（総論）</p> <p>2 新潟市水道事業の財務状況及び財務分析</p> <p>(3) 平成17年合併が財務状況に与えた影響について</p> <p>平成17年合併に伴う債務増加と対応</p> <p>【意見1】</p> <p>借入金の返済、利息の支払いは、他の経費とは異なり短期的に解消することは困難であり、そのコスト負担の増加は水道事業の今後の財政運営上問題となるので、今後とも借入金の圧縮に努められたい。</p> | <p>新潟市水道事業中長期経営計画において、平成18年度を基準に26年度までに89億円の企業債残高を削減することとしており、着実に削減を進めています。今後も施設の小規模化等により施設整備費を削減し、借入金を圧縮します。</p> |
| 49 | 水道局 経営企画室 | <p>3 水道料金について</p> <p>(1) 料金算定方法の考え方</p> <p>今後の料金算定方法について</p> <p>【意見2】</p> <p>利用者が負担する料金の世代間の公平性を担保する観点から、次回の料金改定に際しては、損益ベースによる料金算定方法の採用を検討することが望まれる。</p> | <p>世代間の負担の公平性を担保するとともに、将来にわたり安全・安定給水を持続するため、日本水道協会の「水道料金算定要領(平成20年4月改定)」に基づいた損益ベースでの料金算定方式の導入について、平成21年度末までに検</p> |

| | | | |
|----|--------------|--|--|
| 52 | 水道局 経営企画室 | <p>(2) 逡増型料金体系の見直しについて 逡増型料金体系の見直しについて</p> <p>【意見3】 新潟市では、水道の普及率がほぼ100%となり、また、後述する(本報告書53ページ参照)平成17年合併に伴う浄水場等の統廃合が予定されていることを考えた場合、従来から他の政令指定都市と比較しても逡増度合は低いところであるが、次回の水道料金改定に際しては、「水道料金算定要領」改正の動向を踏まえつつ、現状の需要抑制型の逡増型料金体系から利用者が水道供給にかかる費用をより公平に負担するような料金体系への移行を検討する必要があると考える。</p> | <p>討します。</p> <p>損益ベースでの料金算定方式導入の検討に合わせ、原価主義に基づく受益者負担の徹底及び経営の健全性の観点から、大口使用者と他の使用者との負担水準のあり方について、平成21年度末までに検討します。</p> |
| 52 | 水道局 経営企画室 | <p>(3) 需要減少対策</p> <p>【意見4】 水道事業は利用者からの料金収入によって賄われていることから、需要を喚起することで料金収入を増やす方を料金体系の検討と併せて行う必要があると考える。</p> | <p>現時点では、大口需要者に対する「個別需給給水契約」や「逡増逡減併用型料金」といった政策的料金制度の導入が考えられますが、事業全体のコストを無視した値下げ等は、結果として大口需要者以外の使用者に負担が転嫁されることにもなりかねないことから、平成21年度末までに慎重に検討したいと考えています。</p> |
| 57 | 水道局 総務課 | <p>5 水道技術継承のための人材確保</p> <p>(3) 水道技術研修計画</p> <p>【意見5】 水道局が、浄水場の運転監視業務等について積極的に民間委託の推進を図ることで、効率的経営に努めている姿勢は評価できる。他方、「マスタープラン」の施策目標に掲げる「安全でおいしい水の供給」に努め、「いつでもどこでも必要水量を供給」するため、水質管理や事故・災害対策も含めて考えると、水道の専門家としての人材確保と育成が不可欠となる。</p> <p>そこで水道技術の継承に努めるため、体系的な水道技術研修計画に基づく人材育成策を強化、充実させるとともに全体の職員数の抑制を図りながらも、民間委託に馴染まない業務については新規採用</p> | <p>マスタープランに掲げた人材育成の基本的な考え方は、民間とのパートナーシップの発揮による効率的経営を前提に、特に技術分野において、民間委託等には馴染まない、事業運営の根幹に係る技術や専門的能力を持つ職員の育成を目指すものです。</p> <p>具体的には、平成19年度に技術研修計画を策定し、これに沿った研修を実施するとともに、20年度には職員研修施設の設計を行う予定です。また、今年4月には新規採用職員のジョブローテーション(教育配転)の指針を定め、今後これに沿った運用を実施してまいります。</p> |

| | | | |
|----|---------------|--|--|
| | | <p>等による必要な人材確保に努めるよう併せて検討していくことが望まれる。また、これに併せてより効果的な人材育成を行うための採用方法やジョブローテーションの方針についても検討が必要と思われる。</p> <p>第3 監査の結果と意見（各論）</p> <p>1 水道料金等の収納状況及び受託金算定上の取扱いについて</p> <p>(2) 水道料金の延滞・不納欠損の管理状況等について</p> <p>過年度未収金の状況</p> <p>【意見6】</p> <p>今後は滞納先ごとの状況を個別管理し、未収金管理が停滞しないよう担当部署の連携をさらに強化し組織的に把握しておくことが望まれる。</p> | <p>さらに、これら研修やジョブローテーションの前提となる職員の採用方法等については、市人事課及び人事委員会事務局と協議を行い、平成21年4月の採用期には、水道局の技術職員について、従来の市長部局からの出向方式を改めて、水道事業管理者が直接に採用する予定です。</p> <p>なお、より優秀な人材の確保を図るべく、採用試験の実施方法等について、協議を継続してまいります。</p> <p>滞納整理の担当部署である各事業所等が、それぞれ管理している滞納者情報や個別事案への対応などについて情報交換を緊密に行うとともに、料金業務関係三課会議（業務課、中央事業所料金課及び秋葉事業所料金課）において、未収金状況を把握・分析し、さらに課題の解決策などの検討を行い、今後の滞納整理事務に反映させます。</p> |
| 64 | 下水道部 経営企画課 | <p>(3) 下水道使用料徴収業務について</p> <p>受託金算定上の水道メーターの減価償却費の取扱い</p> <p>【意見7】</p> <p>受託金の算定上、水道メーター本体の減価償却費又は購入費用を考慮すべきである。なお、水道局では予算編成時など下水道部に対し協議の申し入れを行っているが、財政上の理由により承諾を得られていないとのことである。</p> | <p>「雨水公費・汚水私費」の費用負担の原則を踏まえると、本件にかかる費用は下水道使用料の対象経費として取り扱われるべきものと考えます。</p> <p>しかしながら、現行の使用料は、旧新潟市における平成16年度から18年度の3年間を財政計画期間として算定されたものであり、合併を背景に現在では積算の前提が崩れ不足額が発生しています。</p> <p>この不足額は一般会計からの繰入金により補てんされていますが、仮に本件の費用を下水道事業会計で負担することになると、その財源としては繰入金を上乗せするほかなく、一般会計側としては事業の縮小などをもって相当分を捻</p> |

| | | | |
|----|------------|---|---|
| 65 | 水道局 財務課 | <p>水道メーターの固定資産計上について 【意見 8】 水道料金原価の算定上、耐用年数 1 年以上かつ取得価額 10 万円以上という基準を工具、器具及び備品に限定する必要はないと考えられる。今後、購入単価の少額なものについては、資産の種類を問わず購入時に費用処理することが望まれる。</p> | <p>出する必要があるため、市民サービスの低下につながる可能性があります。 したがって、下水道使用料が不足している間は当該経費の負担は難しく、今後、下水道使用料のあり方を検討する際に、検討項目の一つとして取り扱ってまいりたいと考えています。</p> <p>地方公営企業の固定資産の範囲については、事業の規模等により適宜会計規程に定めることとされております。量水器（水道メーター）は、水道料金算定の基本となる設備で、計量法に基づき 8 年ごとの定期交換を必要とします。また、年間の購入総額も 1 億円を超えていることから、重要な固定資産と認識しており、現状その位置付けを変更することは想定しておりません。しかし、ご意見のとおり固定資産の範囲を縮小し費用処理を行うことで事務の省力化などの効果も期待できることから、今後も研究を進めてまいりたいと考えています。</p> |
| 67 | 水道局 財務課 | <p>2 地方公営企業法適用上の検討課題 (1) 固定資産の減価償却について 【意見 9】 毎期の原価計算を適切に行い、適正な料金算定の基礎とするためにも固定資産の減価償却については発生主義の原則に従って、固定資産を事業の用に供した時から適時に償却計算を開始することができるよう規程の改正を含め検討が望まれる。</p> | <p>水道事業は建設改良費の支出件数が多く、年度途中から減価償却を開始するためには、竣工図書に基づく資産分析資料の作成、建設事務費の固定資産への配賦等の附帯処理等を短期間で行う必要があるため、月締め及び決算処理時の事務負担が膨大となり、その作業量に対応できない現状です。また、固定資産電算システムの改修が必要であり、多額の費用負担も生じることから、本件については現行どおり年度単位での償却とします。</p> |
| 68 | 水道局 財務課 | <p>(2) 固定資産に係る減損会計適用について 【意見 10】 水道事業は地方公営企業として発生したすべてのコストを原則として利用者からの料金により回収する総括原価主義を採用している。この総括原価主義の観点</p> | <p>減損会計については、現段階では地方公営企業に適用される規定がないため、当面は国等における地方公営企業会計制度に関する議論の進展を待ちたいと</p> |

| | | | |
|----|--------------|---|--|
| 70 | 水道局 財務課 | <p>からも、撤去される以前の事業年度において事業等の休止、廃止された施設に係る固定資産については減損したものととして解体費用も考慮した正味実現可能価額までの減損を実施する会計処理導入の検討が望まれる。</p> <p>(3) 退職給与引当金について 監査の結果 【意見 11】 上記の検討のとおり、退職給与引当金に多額の計上不足額があるということは、発生主義に基づき適正な期間損益計算をすることを求めている地方公営企業法の趣旨にそぐわない会計処理とみなされるおそれがある。新潟市水道局のように今後 10 年程度の内に多額の退職金支払が見込まれる組織にあっては、発生主義に基づく損益計算方法である上記 a 法により毎期継続的に退職給与引当金を計上し、料金算定に反映させることで世代間負担の公平性を図ることも可能となるので、引当不足額の解消の検討が望まれる。</p> | <p>考えます。しかしながら、ご意見のとおり廃止施設の資産に係るコストを回収する必要があることから、廃止施設が解体されるまでの期間においては、毎期償却を行うこととします。</p> <p>ご意見のとおり特定の時期に全職員が退職する場合の退職給与所要額を引当金として確保することが最も適切と認識しております。しかしながら、これを短期に解消しようとする、実施期間においてコストが集中的に上乘せされ、料金原価を大きく引き上げてしまうことから、コスト平準化の観点からは長期スパンでの対応とせざるを得ないため、段階的に引当不足を解消する会計処理を毎期継続的に行うこととします。</p> |
| 72 | 水道局 財務課 | <p>(4) 修繕引当金について 監査の結果 【意見 12】 修繕引当金として計上すべき対象範囲を計画的に実施される修繕費に絞り込むこと及び修繕計画期間のうち各年度の負担とすべき修繕費を修繕引当金として計上する方法に改めること並びに修繕引当金の計上対象とした資産につき修繕が発生した年度は修繕引当金を目的充当することなど修繕引当金の計上方法の精緻化の検討が望まれる。</p> | <p>計画修繕対象資産の範囲の確定と当該資産の修繕サイクルにおける所要額の算定を進め、遅くとも平成 22 年度予算から引当金の計上方法を変更します。</p> |
| 84 | 水道局 経営企画室 | <p>3 水質管理及び事故・災害対策 (2) 事故・災害対策 新潟県中越沖地震 イ 新潟県中越沖地震の応援活動から得た課題と今後の対応策 【意見 13】 水道局が作成した今後の対応策については、新潟市だけでは対応することは難しいこともあると思われる。しかし、日本水道協会新潟県支部の支部長として、また震災復旧に当たった市町村として新</p> | <p>今後とも、日本水道協会新潟県支部(新潟県内)・日本水道協会中部地方支部(中部地方 9 県)・日本水道協会本部(全国)における災害対策会議などを通じて、中越沖地震から得た災害対策に関す</p> |

| | | | |
|----|------------|---|---|
| 85 | 水道局 財務課 | <p>潟市が全国に啓発活動を行うなど、対応策実現に向けた役割を積極的に果たすことが望まれる。</p> <p>なお、新潟市は中越沖地震の応援活動における課題等を踏まえ、紙ベースの全体管路図、加圧機能付き給水車・カーナビゲーション搭載緊急車の増配備及び応急給水用備品の整備を20年度当初予算に措置する予定である。</p> <p>ウ マスタープランへの反映について 【意見 14】 管路の耐震化については、短期的に改善をはかることの難しい問題ではあるが、新潟県中越沖地震から得た教訓を活かしてマスタープランやマスタープラン実施計画に反映させていくべく、今後も積極的に予算措置を行うことが望まれる。</p> <p>5 水質管理センターの業務管理の状況 (2) 監査の結果 農薬分析用の標準試薬の在庫管理について</p> | <p>る教訓を発信していきたいと考えています。なお、新潟市における紙ベースの全体管路図の作成などは予定どおり予算措置しました。</p> <p>管路の耐震化は、災害対策における重点課題と位置付け、従来から管路の新設、更新の際に耐震管を採用しております。耐震化推進のための施設整備予算については、今後も優先的に措置します。</p> |
| 92 | 水道局 水質課 | <p>【意見 15】 すべての薬品が現物と管理簿と一致して、適切に保管されていることを確認するために在庫調査は1年に1回行うことが必要である。</p> <p>管理簿の確認印について</p> | <p>試薬を適切に管理するため、「薬品管理の運用について」を改訂し、平成20年1月に標準試薬の在庫調査を実施しました。今後も年1回の在庫調査を確実に実施してまいります。</p> |
| 92 | 水道局 水質課 | <p>【意見 16】 「薬品管理の運用について」に従って、管理責任者、副管理責任者が確認したことを証跡として残すため押印等を行うことが望まれる。</p> | <p>今後も「薬品管理の運用について」に従い確認を徹底し、毒物、劇物の管理を適切に実施してまいります。また、管理責任者及び副管理責任者の確認印につきましては、遺漏のないよう留意いたします。</p> |
| 98 | 水道局 総務課 | <p>6 財団法人新潟水道サービス (2) 監査の結果 財団の抱える課題 【意見 17】 財団として現在、進められている公益法人制度改革（平成20年12月1日施行）に則った新たな公益財団法人として存続できるかどうかについては、公益認定基準</p> | <p>左記の意見について、財団法人新潟水道サービスに説明を求め、調査を行ったところ、以下のとおり措置・対応し、改善を行うとの報告がありました。</p> |

| | | | |
|-----|------------|---|---|
| 100 | 水道局 総務課 | <p>を満たすような事業内容、財務内容や組織に改革できるかにかかっており、十分な検討が必要である。</p> <p>7 その他 (1)新潟のおいしい水道水「柳都物語」在庫管理について 【意見 18】 在庫管理の観点から浄水場においても払出し管理簿等を作成して、どのグループにどれだけ配布したか把握することが望まれる。</p> | <p>新潟市の水道事業の一端を担う財団法人として、平成 20 年 12 月 1 日に施行される新公益法人制度関連法における公益法人に認定されることは必須であると考えますので、確実に認定基準を満たすよう諸条件を整備・改革して、公益認定を申請してまいります。</p> <p>平成 20 年度から各浄水場における払出し管理簿を作成し、配布先及び配布数管理を実施しました。</p> |
| 101 | 水道局 業務課 | <p>(2)システムのセキュリティ管理について 【意見 19】 不正なデータの入力、データの改竄及び情報漏洩を防止するために、個人単位にパスワードの付与、システムによるパスワードの強制変更等のセキュリティ対策を早期に講ずることが望まれる。</p> <p>なお、水道料金・下水道使用料等調定収納システムでは、システム利用者のアクセス履歴の管理など情報漏洩の防止のためセキュリティ対策を講じているが、今回の包括外部監査を受け平成 20 年 1 月にパスワードの変更を実施し、パスワードの種類も従来の 2 から 25 へ増やしたところである。今後は定期的にパスワード変更を行う運用とするなど、セキュリティ対策の強化を図ることとしている。</p> <p>さらに、現在、新潟市水道局では平成 21 年度稼働を予定し、新たな上下水道料金調定収納システムの開発が進められているが、システムの機能のみならずセキュリティ対策についても十分検討することが必要である。</p> <p>第三部 下水道事業 第 2 監査の結果と意見（総論） 3 新潟市の下水道事業の現状 (2)下水道事業会計の財務状況 企業債残高の状況</p> | <p>システムのセキュリティ管理については、今後も本市セキュリティポリシーの趣旨や関係法令等を遵守し、適正かつ厳密に情報資産管理を行う中で、具体的な対応としてのパスワード設定について、現在の係単位から職員個人単位へ変更するとともに変更頻度を高め、セキュリティ対策の一層の強化を図ります。</p> <p>また、現在開発中の新上下水道料金調定収納システムのセキュリティ管理についても、同様に万全を期します。</p> |

| | | | |
|-----|-------------------------------------|---|--|
| 127 | 下水道部 経営企画課 及び 同部 下水道計画課 | <p>【意見 20】</p> <p>重要な社会都市基盤のひとつである下水道の整備推進に努めることは優先すべき課題だと考えられるが、反面、新潟市の財政運営にとって、この下水道事業が抱える企業債残高がこれ以上膨張することは看過し得ないものと思料する。</p> <p>今後、策定予定の中長期ビジョンの中で、設備投資のスピードをどのレベルにするか、それに応じて下水道事業の企業債残高のピークをいつ頃、どの程度とするかについて明らかにし、市民の理解を求める必要がある。</p> <p>(3) 営業費用の分析 静岡市との比較分析</p> | <p>本市の将来像実現に向けて概ね今後10年間に取り組むべき下水道施策を提示する「中期ビジョン」を平成20年度中に策定する予定であり、その中で、ご意見の内容についても提示してまいります。</p> |
| 133 | 下水道部 経営企画課 | <p>【意見 21】</p> <p>新潟市下水道事業と規模や環境が類似する他の政令指定都市の下水道施設能力や財務状況などを比較分析することで様々な問題点や課題が明らかになる。したがって、今後、予定されている中長期ビジョンやアクションプランの具体的な目標や施策作りのツールとしてベンチマークの手法を取り入れることを試みられたい。</p> <p>4 下水道使用料の算定方法について (3) 汚水処理と雨水処理の区分経理及び開示の検討の必要性について</p> | <p>本市の将来像実現に向けて概ね今後10年間に取り組むべき下水道施策を提示する「中期ビジョン」を平成20年度中に策定する予定ですが、ベンチマークは有効な手法であると認識しており、取り入れてまいりたいと考えています。</p> |
| 137 | 下水道部 経営企画課 | <p>【意見 22】</p> <p>下水道事業の中に公共的役割を果たした結果を表す雨水処理と私的役割を果たした結果を表す汚水処理という性格の異なる事業について、収入である一般会計繰入金に見合った支出がどんな内容であったか、またその原価の発生状況や、下水道使用料による経費の回収の状況等につき、損益計算書の補足資料等として区分開示し説明をすることは、次回下水道使用料改定の際、市民の理解を得るためにも望ましいと考えられるので、どのような内容の開示が必要か等について積極的な検討をお願いしたい。</p> <p>第3 監査の結果と意見(各論) 1 下水道使用料の収納状況等と下水道事業受益者負担金、分担金について</p> | <p>雨水事業・汚水事業別に収支状況などを整理のうえ、下水道使用料による経費回収状況等も含め、毎年、決算認定後、速やかに情報提供してまいります。</p> |

| | | | |
|-----|---------------|--|---|
| 140 | 下水道部 経営企画課 | <p>(2) 下水道事業受益者負担金、分担金負担金等の未収金管理について</p> <p>【意見 23】 負担金等については平成 16 年度から年々不納欠損処理が増えてきている。平成 19 年度から対応が図られているが、内容証明の送付などにより今後更なる回収努力を行うことが必要である。</p> | <p>平成 19 年度においては、時効が完成するものを主として、電話、書面による催告を実施しましたが、今後は、徴収体制の強化を図るため税の特別滞納整理室との連携による債権回収などについて検討してまいります。</p> |
| 142 | 下水道部 経営企画課 | <p>2 地方公営企業法適用上の検討課題</p> <p>(1) 固定資産の減価償却について</p> <p>【意見 24】 一部適用とはいえども公営企業会計を適用している趣旨に鑑みると、毎期の原価計算を適切に行い、適正な料金算定の基礎とするためにも固定資産の減価償却については発生主義の原則に従って、固定資産を事業の用に供した時から適時に償却計算を開始することができるよう規則の改正を含めた検討が望まれる。</p> | <p>下水道事業は建設改良費の支出件数が多く、年度途中から減価償却を開始するためには、竣工図書に基づく資産分析資料の作成、建設事務費の固定資産への配賦等の附帯処理等を短期間で行う必要があるため、月締め及び決算処理時の事務負担が課題となるほか、固定資産電算システムの改修が必要であり、その経費負担が新たに生じることから、現行どおり年度単位での償却とします。</p> |
| 142 | 下水道部 経営企画課 | <p>(2) 固定資産に係る減損会計適用について</p> <p>【意見 25】 水道事業と同様、事業等の休止、廃止された施設に係る固定資産については減損されたものとして解体費用も考慮した正味実現可能価額までの減損を実施する会計処理導入の検討が望まれる。</p> | <p>減損を実施する会計処理が必要となるケースとしては、減価償却期間が満了となる以前の施設の休止、または廃止の規模が大きい時であり、具体的には合併による事業(施設)統合が想定されます。</p> <p>下水道事業の場合、このたびの合併では施設統合が必要な状況とはなりませんでしたが、今後も施設整備を進めていく状況においては、減損を適用するケースの発生が想定されませんので、現時点では導入を見送ることとします。</p> |
| 143 | 下水道部 経営企画課 | <p>(3) 退職給与引当金について</p> <p>【意見 26】 従来から下水道事業会計において職員の退職手当を負担している実績があること、また下水道使用料金の算定上それらの退職手当が含まれていることから、每期適正な下水道使用料を算定するためにも、下水道事業会計において負担すべき退職手当の範囲などについて関係部課と</p> | <p>国において各自治体の公会計の整備を推進している中で、本市では平成 19 年度決算から普通会計と特別会計、企業会計、第 3 セクター等の連結財務書類を作成する予定であり、現在、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の 4 表の整備に取り組</p> |

| | | | |
|-----|-------------------------------------|---|---|
| 144 | 下水道部 経営企画課 | <p>協議し、明文上の規定として定めた上で、各期の負担額を退職給与引当金として計上することが望まれる。</p> <p>(4) 修繕引当金について 【意見 27】 水道事業と同様に、下水道事業においても長期計画的に多額の修繕を実施する必要のある施設の有無を調査し、該当する資産が存在する場合には、一部適用とはいえども公営企業会計を適用している趣旨に鑑みると、毎期の原価計算を適切に行い、適正な料金算定の基礎とするためにも、発生主義の原則に従って各期の負担額を修繕引当金として計上することの検討が望まれる。</p> | <p>んでいます。</p> <p>その財務書類において、全職員にかかる退職給与引当金を算出する予定であり、下水道事業会計における退職給与引当金の額も提示されることとなります。</p> <p>本件については、このような公会計の整備推進の流れの中で、公営企業会計の趣旨も踏まえながら検討してまいります。</p> <p>修繕引当金の計上は、原則として下水道使用料の原価計算に修繕費を算入している場合と考えますが、現行の使用料は、旧新潟市において平成 16 年度から 18 年度の 3 年間で財政計画期間として算定されたものであり、合併を背景として現在も当時の料金そのままとしています。</p> <p>本件修繕引当金については、今後、下水道使用料のあり方を検討する際に、検討項目の一つとして取り扱ってまいりたいと考えています。</p> |
| 154 | 下水道部 経営企画課 及び 同部 下水道計画課 | <p>4 契約関係 (2) 積算誤りの防止対策について 【意見 28】 現状の集団検算の実施は、積算の正確性の確保、組織全体の経験値の向上を図るという点で重要であり、評価できるが、その反面、予定していた工事の実施が遅れることにより、住民サービスの低下を引き起こしかねない。今後、積算の正確性を維持しつつ作業の効率化を図るべく検討されたい。</p> | <p>積算の正確性の維持としては、今後も集団検算を継続していくほか、引き続き積算技術の向上に向けた職員研修などを実施してまいります。</p> <p>また、作業の効率化としては、平成 20 年度から積算の外部委託の件数を増やし、事務負担の軽減や工事の早期発注に向けた体制を整えたところです。</p> |
| 156 | 下水道部 経営企画課 及び 同部 下水道計画課 | <p>5 危機管理対策 (2) 新潟県中越沖地震 新潟市下水道施設の耐震化の状況 【意見 29】 下水道処理人口普及率を向上させるには今後とも多額の設備投資が必要となる。ここ数年、新潟県内で発生した地震の被害状況等を勘案すると、耐震化のための施設整備の改築更新についても中長期計画を策定する際に十分考慮しておくことが望まれる。</p> | <p>施設の耐震化について、その必要性は認識しており、現在は、予算の許容範囲内で補強工事などを実施しています。しかし、抜本的な対策には、管渠の布設替えや施設の建て替えに掛かる莫大な費用を要することから、即座の対応は難しい状況です。</p> |

| | | | |
|-----|--|--|--|
| 159 | 下水道部 経営企画課 及び 同部 下水道管理センター | <p>6 中部下水処理場の業務管理の状況 (2) 監査の結果 修繕費予算に対する一律削減の再検討について</p> <p>【意見 30】 下水道は重要な社会都市基盤であり、下水道施設の運転がたとえ一時的にでも停止するような事態が発生すれば公共用水域の汚濁や浸水被害など都市活動の重大な障害にもつながるため、昼夜を問わずその機能を十分発揮できるような体制にしておくことが必要不可欠である。その観点から、修繕費予算に対する一律削減を求めることについては再検討する必要がある。</p> | <p>一方、地震時でも下水道が持つ最低限の機能を発揮させるため、液状化による下水道管渠の浮上防止や、処理施設の上屋のみの耐震化などの緊急対策が必要であることから、国の進める下水道地震対策緊急整備事業の採択を受けるべく、調査を進め、平成 20 年度から 5 カ年計画として実施することとしております。</p> <p>なお、本市の将来像実現に向けて概ね今後 10 年間に取り組むべき下水道施策を提示する「中期ビジョン」を平成 20 年度中に策定する予定であり、その中で、下水道における地震対策の基本的な方針を提示していきたいと考えています。</p> |
| 160 | 下水道部 経営企画課 | <p>緊急工事に備えるための予備費の必要性について</p> <p>【意見 31】 予期せぬ故障に伴う修繕に備えるため、今後、中部下水処理場工事請負費において相応の予備費を予算計上しておくことの検討が必要である。</p> | <p>市民の安心安全で快適な暮らしのため、下水道施設の機能保持は重要な施策の一つであると考えており、厳しい財政状況ではありますが、修繕費の必要な予算の確保に努めてまいります。</p> |
| 162 | 下水道部 経営企画課 | <p>施設設備の改築・更新について</p> <p>【意見 32】 平素から、下水処理場及びポンプ場の</p> | <p>突発的な修繕に備え、相当分の予算を確保しておくためには、他の事業規模の縮小などをもって財源を捻出する必要があります。また、厳しい財政状況の中、予備費を計上したとしても、突発的な修繕が発生しなかった時には、その財源措置の意味がなくなってしまうことから、発生した場合の補正予算対応とするのが現実的であると考えます。</p> <p>指定修繕が十分でないことによって</p> |

| | | | |
|--|--------------------------------|--|---|
| | <p>及び 同部 下水道管理センター</p> | <p>指定修繕（機器オーバーホールや一部更新などの計画修理）が十分なされていない場合には、その施設に対する修繕が国庫補助の対象外となり、市単独工事として改築・更新をせざるを得なくなるので、指定修繕については予算上の配慮が必要である。</p> | <p>国庫補助が活用できる対象工事が対象外となることのないよう、施設の機能保全と改築更新にかかる総合的な計画を策定し、それに基づきながら、必要な予算の確保に努めてまいります。</p> |
|--|--------------------------------|--|---|